

表 3-7 福井県公害防止条例に定める特定工場（排水量関係）

工場の規模	1日の通常排水量3,000立方メートル (紙またはパルプの製造を行う工場等にあつては、2,000立方メートル)	
規制基準	規制項目	特定工場で排出する排出水の一当たりの生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量および浮遊物質に係る負荷量)
	規制値	福井県公害防止条例施行規則に定める算定式により算定した値

表 3-8 福井県公害防止条例に定める汚水および廃液に係る特定施設

有害物質（福井県公害防止条例施行規則別表第1の2の表に掲げる物質）を使用し、または排出する施設であつて次に掲げるもの

No.	特定施設の種類	No.	特定施設の種類
1	反応施設	8	成型施設
2	分離施設	9	薬品処理施設
3	混合施設	10	エッチング施設
4	精製施設	11	めっき施設
5	蒸留施設	12	廃ガス洗浄施設
6	脱水施設	13	洗浄施設
7	ろ過施設		

(参考) 福井県公害防止条例施行規則別表第1の2の表に掲げる物質および許容限度

(mg/L)

No.	有害物質の種類	許容限度	No.	有害物質の種類	許容限度
1	カドミウムおよびその化合物	0.1	13	四塩化炭素	0.02
2	シアン化合物	1	14	1,2-ジクロロエタン	0.04
3	有機リン化合物	1	15	1,1-ジクロロエチレン	1
4	鉛およびその化合物	0.1	16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4
5	六価クロム化合物	0.5	17	1,1,1-トリクロロエタン	3
6	砒素およびその化合物	0.1	18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06
7	水銀およびアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005	19	1,3-ジクロロプロペン	0.02
8	アルキル水銀化合物	ND	20	チウラム	0.06
9	P C B	0.003	21	シマジン	0.03
10	トリクロロエチレン	0.3	22	チオベンカルブ	0.2
11	テトラクロロエチレン	0.1	23	ベンゼン	0.1
12	ジクロロメタン	0.2	24	セレンおよびその化合物	0.1

表 3-9 湖沼の富栄養化防止に関する工場・事業場排水指導要綱

対象事業場の種類	項目および許容限度（単位mg/L）	
	窒素含有量	リン含有量
1. し尿処理施設（し尿浄化槽を除く。）のみを設置する対象事業場	日間平均 15	日間平均 1
2. し尿浄化槽のみを設置する対象事業場	日間平均 15	日間平均 1
3. 下水道終末処理施設を設置する対象事業場	日間平均 10	日間平均 0.5
4. その他の対象事業場	日間平均 25	日間平均 4

- (備考) 1 指導基準は、一日の排出水の平均的な汚染状態（「日間平均」）について定めたものである。
- 2 この表に掲げる指導基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が 50m³ 以上の対象事業場に係る排出水について、適用する。
- 3 この表の数値は、排水基準を定める総理府令（昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号）第 2 条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。
- 4 し尿浄化槽のみを設置する事業場に係る指導基準は、この要綱の施行の際、現に特定施設を設置している事業場（特定施設の設置の工事を行っているものを含む。）に係る排出水については、当分の間、適用しない。
- 5 この要綱の対象となる水域は、三方五湖（日向湖を除く。）およびこれに流入する水質汚濁防止法第 2 条第 1 項に規定する公共用水域とする。
- 6 「対象事業場」とは、水質汚濁防止法第 2 条第 2 項に規定する特定施設を設置する工場または事業場であつて対象水域へ排出水を排出するものをいう。